

熊本県災害公営住宅等整備基本理念

第1 災害公営住宅等（災害公営住宅、木造仮設住宅を活用した市町村単独住宅等をいう。以下同じ。）の整備は、復興計画等を策定し、住民の暮らしの再建等に主体的に取り組む市町村が行うものとする。

第2 市町村は、復興計画に基づき、被災者の意向を反映しながら、市街地や集落の再生など地域づくりに寄与する災害公営住宅等の整備を目指すものとする。

第3 県は、災害公営住宅等の整備が効果的にかつ、速やかに行われるよう、熊本県災害公営住宅等整備指針（以下「整備指針」という。）を策定するほか、整備事業の受託など、市町村への技術支援を行うものとする。

第4 整備指針は、本県が掲げる復旧復興の3原則を踏まえ、過去の災害での教訓や応急仮設住宅の経験等を活かし、次の3つの視点から定めるものとする。

○「あんしん」のある住宅

災害時における入居者の安全が確保され、地域の防災機能に配慮した住宅

○「あたたかさ」のある住宅

住宅の木質化を図り、ユニバーサルデザインに配慮した住宅

○「ふれあい」のある住宅

多様な世帯の入居者や交流に配慮し、居住者間や地域住民とのコミュニケーションを図りやすい住宅

附則

この理念は、平成28年12月28日から施行する。

この理念は、令和3年4月1日から施行する。